

議第17号議案

「高度プロフェッショナル制度」、いわゆる「残業代ゼロ」法案の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成29年9月21日提出

提出者	新座市議会議員	芦野	修
賛成者	〃	笠原	進
	〃	高邑	朋矢
	〃	石島	陽子
	〃	辻	実樹
	〃	小野	大輔
	〃	工藤	薫

提案理由

「高度プロフェッショナル制度」、いわゆる「残業代ゼロ」法案の撤回を求めるため、この案を提出する。

「高度プロフェッショナル制度」、いわゆる「残業代ゼロ」法案の撤回を求める意見書

政府は労働基準法を改正し、「高度プロフェッショナル制度」を導入し、一定の専門職について1日8時間・週40時間などの労働時間規制を外し、残業代も払わなくて済む制度にしようとしている。また、幾ら働いても労使であらかじめ決めた時間（みなし労働時間）しか労働時間と認めない裁量労働制について、これまでは専門業務と企画業務に限って認められ、長時間・サービス労働の温床となってきたが、今回の法改正で営業職にも拡大しようとしている。

残業時間は週15時間、月45時間までとする等の大臣告示も守らず、過労死ラインを超える長時間労働を進める企業が多くある中で、このような法改正が行われれば、いよいよ長時間労働に歯止めが利かなくなることは明白である。

この法案の本質は、労働時間規制を無くし、過労死するほど働かせた上、残業代を支払う必要も無くすところにある。政府は高収入の労働者に限定するとしているが、年収要件は法案に明記されておらず、一旦導入されれば、どんどん対象が広がることが懸念される。

そのため労働界や日本弁護士連合会、過労死で家族を亡くした遺族からも「過労死促進・残業代ゼロ」法案だとの批判が起こり、このため、同法案は2年余り国会で審議入りできないでいる。

しかしながら政府・与党は、この法案を次の国会で成立させる意向とマスコミ等で報じられている。過労死を促進する法案の成立は断じて容認できない。

今、労働法制に関して国が行うべきことは、残業上限規制に例外を設けず、週15時間、月45時間、年360時間とする大臣告示の法定化を図るとともに、勤務から次の勤務までの間に連続11時間の休息時間を設けること、長時間労働の温床となっている裁量労働制等の規制強化などである。

よって、政府並びに国会においては、「高度プロフェッショナル制度」、いわゆる「残業代ゼロ」法案を撤回し、廃案にするよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様